



戦後左翼の常套手段

○ 頂門の一針 4630 号 2018・3・10（土）の「最新情報 ◎野党の国会審議の不毛 品川 阿生居士」の「森友学園への国有地払下げ価格の疑惑についてはすでに司法当局が捜査をしている。関連文書が書き換えられているという報道に関して衆参の予算委員会で多くの時間をとって質疑がおこなわれたが、末節とはいわないまでも枝葉の問題についての野党の執心ぶりには首をかしげざるを得ない。憲法9条改正や北朝鮮や中国をめぐる安全保障問題について問いただすことはないのかと言いたい。」に全く同感しながら過ごしています。与党の一部も同じでしょう。

○ 憲法九条改正問題について言えば、与野党のみならず「識者」の一部まで、「自衛のための武力行使の範囲を、（これまでの政府統一見解などで示されている以上に「明解」に）、憲法条文に書き込むこと」を求めて、論議を混迷させている。

「自衛のための必要最小限度」を明解に示すことは、有害無益、不適當、不可能なことで、国益を毀損するものである。これらは、憲法改正の有無にかかわらず、国政に携わる者たちが常続的に行うべきもの。最終的には、国権の最高機関が、その時の、国民の意思、安全保障環境、自衛能力の実態、同盟国の姿勢、などを総合的に判断し、決断する以外にないことである。

○ にも拘わらず、これを求めるのは、憲法改正を妨害しようとするのものである。これは戦後のいわゆる左翼勢力の常套手段・戦術である。これを、与党の一部や元官僚までもが使っているのは戦後教育の劣化の結果であろう。嘆かわしい限りである。

○ なお、必要最小限度の自衛権行使の限度の判断を誤って、戦争に突入し、一時期「主権」を失ったのが「大日本帝国」、「敗戦国」であり、今でも「国連憲章」の「敵国条項」に名を連ねているのである。

○ ついでに述べさせていただくと、今、北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長は、ようやく、国際社会の警告・圧力を受けて、主権国家固有の自衛権の行使限度を慎重に判断しようとしている振りをし始めたものと理解される。これまでの



国際平和戦略研究所

金一族の言行から見てその真意には疑問を持たざるを得ないので、万般の注意を以って「対話」に臨むことが肝心であることは言うまでもない。

（注：国際社会の警告・圧力とは、北朝鮮が核兵器や ICBM を保有することは、人類・国際社会が長年かけて育て上げてきた、紛争を平和的に解決するための法・英知を逸脱し、自衛権行使の限度を超えていますよ、若しそれを続ければ貴国は破滅しますよ、などである。） （2018年3月10日 N.H. 記）